第六十七条第七項中「第十一号」を「第十二号」に、「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第六十九条第二項を削る。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

第八十条第一項及び第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十一条第一項中「、原子炉」を「、発電用原子炉」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第二号中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改め、同項第四号ロ中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十二条第二項第一号中「第四十三条の三の三十一第二項」を「第四十三条の三の三十二第二項」に改め、同条第五項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十三条中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十七条中「掲げる原子炉」を「掲げる発電用原子炉」に、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第七号中「しや断」を「遮断」に、「起こつた」を「起こった」に改め、同条第十一号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第八十九条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第九十二条第一項第三号中「、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価」を「並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け」に改め、同条第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に、「第三十七条第一項」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改め、同項第七号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第九十三条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第九十六条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十八条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十九条の次に次の六条を加える。

（安全性の向上のための評価の実施）

第九十九条の二　法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十九条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第九十九条の四　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第九十九条の五　法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十九条の六　法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第九十九条の七　法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第百条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百一条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百二条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第百四条第一号中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第二号中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の二十九第五項」を「第四十三条の三の三十第五項」に改める。

第百五条第二項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。

第百六条中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改める。

第百十条第一号中「第四十三条の三の三十第一項」を「第四十三条の三の三十一第一項」に改め、同条第三号中「第四十三条の三の三十第五項」を「第四十三条の三の三十一第五項」に改める。

第百十三条第一項中「第四十三条の三の三十一第四項」を「第四十三条の三の三十二第四項」に改める。

第百十四条中「第四十三条の三の三十一第五項」を「第四十三条の三の三十二第五項」に改める。

第百十五条中「第四十三条の三の三十二第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に、「第七条第一項」を「第六十七条第一項」に改める。